

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、老人福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第5項の規定により、老人福祉の増進を図るため、老人福祉センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
木更津市老人福祉センター	木更津市十日市場826番地

(開設時間及び休館日)

第4条 センターの開設時間は、次のとおりとする。

一般施設	午前9時から午後4時まで
浴室	午前10時から午後3時30分まで

2 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)
- (3) 休日が月曜日にあたる時は、その翌日
- (4) 1月2日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開設時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(使用者の範囲)

第5条 センターを使用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 老人クラブ
- (3) 付添人
- (4) その他市長が適当と認めたもの

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、センターの管理を指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) センターの使用の許可、不許可及び許可の取消等に関する業務
- (2) 使用料の徴収及び減免に関する業務
- (3) センターの維持管理に関する業務
- (4) 使用者の健康管理に関する業務
- (5) 送迎バスの運行及び管理に関する業務
- (6) その他センターの設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

(使用の許可)

第8条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) その使用が公の秩序又は善良の風俗をみだすおそれがあると認められるとき。
- (2) その使用がセンターの設置目的に反すると認められるとき。
- (3) 営利を目的とする興行その他これに類する行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になるとき。
- (5) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、[第8条第1項](#)の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、その使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) [第8条第2項](#)の規定による使用の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (4) [前条各号](#)のいずれかに該当するに至ったとき。

2 [前項](#)の規定の適用によつて使用者が受けた損害については、市長及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 使用者は、[次の表](#)に定める使用料を納付しなければならない。

使用者の区分		使用料 (1人1日につき)
市内に住所を有する者及び市の区域内に存する法人その他の団体(以下「住民等」という。)	60歳以上の者、老人クラブ、付添人(1人まで)及び小学生以下の者	無料
	上記以外のもの	200円
住民等でないもの	小学生以下の者	無料
	上記以外のもの	300円

備考 浴室を使用するときの使用料は、その使用1人1回につき、本表に規定する使用料に200円を加算した額とする。

2 [前項](#)の使用料は、センターを使用するときには納付するものとする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(損害賠償)

第13条 使用者は、センターの施設若しくはその附属施設を破損し、又は滅失したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(警察署長への意見聴取)

第14条 市長は、[第9条](#)又は[第10条第1項](#)の規定により不許可又は許可の取消し等をしようとする場合で、必要があると認めるときは、センターを使用しようとする者等が暴力団の構成員又は暴力団に関係のある団体であるか否かについて、千葉県木更津警察署長に対し、意見を聴くことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和50年1月規則第1号で、同50年2月1日から施行)

附 則(昭和51年3月27日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例の施行日前になされた使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の木更津市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和61年3月28日条例第5号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年6月27日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の木更津市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用の許可については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月22日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月15日条例第32号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月19日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の木更津市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後の木更津市老人福祉センターの使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。